

藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウム運営支援業務プロポーザル方式実施要領

この要領は、藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウム運営支援業務の候補事業者を、プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業目的

令和8年度に「第6次藤枝市総合計画・後期計画」がスタートする重要な年を迎えるにあたり、藤枝市民大学の開講5周年を契機としたシンポジウムを開催する。本事業を通じ、「学び」が個人の喜びにとどまらず、地域社会とのつながりや地域経済を担う原動力となることを広く発信するとともに、現役世代の認知度向上を図るため、民間事業者が持つ知見を活用しシンポジウムにおける著名な講師の招聘手配、事前申込受付及び当日の運営支援業務を委託することで効率的かつ効果的なイベント開催を目的とする。

2 業務内容

- (1) 業務名 藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウム運営支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施形式 公募型プロポーザル方式
- (4) 見積限度額 2,002,000円（消費税および地方消費税含む）
※ただし、委託料に含まれる「講師謝礼」は1,000,000円（税込）を上限とする。
- (5) 支払条件 別紙仕様書に定める業務完了後の精算払いとする。（前払金 無し）
- (6) 支払方法 請求があった日から30日以内に指定金融機関口座に支払う。
- (7) 成果品等 別紙仕様書のとおり
- (8) 委託期間 契約締結日から令和9年2月19日（金）まで

3 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市の当該業務に係る業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に同種または類似のイベント運営、著名人等の講師手配業務の実績を有すること。

【本市の競争入札参加資格の審査を受けていない者の資格申請】

プロポーザルに参加する者で、藤枝市の競争入札参加資格の審査を受けていない者は、次に記載した期間及び場所により当該入札参加資格の認定を受けること。

- ・ 期 間 令和8年5月29日（金）から令和8年6月12日（金）
午前8時30分から午後5時まで ※土・日曜日を除く
- ・ 場 所 藤枝市総務部契約検査課

4 スケジュール

内容	日時
公募開始	令和8年5月29日(金)
質問提出期限	令和8年6月5日(金)
質問回答掲示	令和8年6月10日(水)
参加申込書提出期限	令和8年6月12日(金) 午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和8年6月15日(月) 頃(予定)
提案書提出期限	令和8年7月9日(木) 午後5時必着
審査委員会	令和8年7月14日(火) 午後
審査結果通知	令和8年7月21日(火) 頃(予定)
見積合せ執行	令和8年7月下旬(予定・候補事業者に別途通知)
随意契約締結	令和8年7月下旬(予定)

※審査委員会には参加事業者が出席し、提案書について説明及び審査員からの質疑に応答する。(説明15分以内・質疑応答10分程度)

5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年6月5日(金)

(2) 質問書の提出方法

任意様式に記入の上、持参又は電子メールにより提出すること。持参による提出は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

(3) 提出先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市教育委員会 生涯学習課 (E-mail: rouju@city.fujieda.shizuoka.jp)

(4) 質問に対する回答

市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

(5) 回答期限

令和8年6月10日(水)

(6) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書提出

(1) 提出書類等

- ア 参加申込書(様式第1号)
- イ 会社等概要書(様式任意・既存のパンフレットや案内書でも可)
- ウ 同種または類似業務の実績調書 ※類似業務の経験がある場合のみ(様式第2号)
- エ 同種または類似業務の実績がわかる書類(任意様式)
- オ 返信用封筒(送付用の切手を貼付したもの) ※参加資格審査結果通知書用

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月12日(金) 午後5時必着

(4) 提出方法

- ・持参又は郵送（配達証明付き）にて提出すること。
- ・持参による提出は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(5) 提出先

上記5（3）と同様

(6) 参加資格審査結果は、令和8年6月15日（月）頃までに通知書（様式第3号）を郵送する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、その理由について書面（任意様式・電子メールにて提出可）にて説明を求めることができる。回答は書面により電子メールにて送付する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類等

ア 提案書

- ・名 称 「藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウム運営支援業務」提案書
- ・制限枚数 20枚以内
- ・内 容 企画提案ポイント（期待できる効果、特性や課題）を記入すること。
- ・そ の 他 A4判（日本産業規格）とすること。

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 業務の実施体制調書（様式第4号）

(2) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部、電子データ（PDF形式等））

(3) 提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時必着

(4) 提出方法

- ・提案書等は、持参又は郵送（配達証明付き）にて提出すること。また、併せて電子データ（PDF形式等）を電子メールにより提出すること。
- ・持参による提出は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- ・電子メールの件名は、「【プロポーザル提出】藤枝市民大学開講5周年記念シンポジウム運営支援業務（事業者名）」とすること。
- ・電子メールによる提出後には、必ず電話で到達確認をすること。

(5) 提出先

上記5（3）と同様

8 審査に関する事項

候補事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式審査委員会を開催し、参加事業者が実施するプレゼンテーションを踏まえ、企画・提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(1) 審査委員会（プレゼンテーション）

- ア 実施日 令和8年7月14日（火）午後（詳細は別途案内）
- イ 会場 藤枝市役所西館5階 第3委員会室（藤枝市岡出山1丁目11-1）
- ウ 所要時間 1事業者あたり25分程度（説明15分以内、質疑応答10分程度。ただし、事業者数の多寡により、各事業者一律に所要時間を延長・短縮する場合がある。）
- エ 出席人数 本業務の担当者を必ず含め、3人以内とする。

オ 実施方法

- ・事前に提出した提案書のほか、提案内容と齟齬がなければ PowerPoint や新たな資料等を使用してプレゼンテーションを行うことも可能とする。提案書以外の資料を使用した場合は、プレゼンテーション後に資料を事務局に提出すること。
- ・プレゼンテーションの実施は、参加申込書の受付順とする。

(2) 審査基準

別表 審査点数表 のとおり

(3) 審査方法

- ア 候補事業者の選定は、別表審査点数表に基づき各審査委員の評価した点数を集計して行うこととし、最も評価点の高い参加事業者を、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定する。
- イ 最高得点者が複数の場合は、以下の順で候補事業者を選定する。
 - ① 審査基準のうち「企画」提案に対する評価の得点が高い事業者
 - ② 見積額が最も低い事業者
 - ③ 審査委員会の合議
- ウ 委託業務の品質確保を図る為、候補事業者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点100点のうち、60点以下だった場合は、原則として候補事業者として選定しない。ただし、最高得点者の評価点の合計が60点以下の場合は、審査委員会の合議の上、候補事業者として選定することができる。
- エ 参加事業者が1者の場合においても、プレゼンテーションを実施し、審査委員会における評価を行った上で、選定の可否を決定する。

(4) 審査結果

提案書等の審査により候補事業者及び次点候補事業者を選定し、審査結果は候補事業者の決定後、参加事業者全員に対して、通知書（様式第5号）を郵送する。なお、不採用となった参加事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、不採用理由について書面（任意様式・電子メールに提出可）にて説明を求めることができる。回答は書面により電子メールにて送付する。

9 失格要件

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 本実施要項で定めた内容に適合しないとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提出書類に不備や不足があったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) プレゼンテーションに遅刻欠席したとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。
- (7) その他不適切な事項があると判断されるとき。

10 提案書等の取扱い

- (1) 提出された提案書等は、返却しない。
- (2) 提案書の作成については、1事業者1提案とする。

1.1 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は、参加事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成 13 年条例第 2 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

1.2 契約

藤枝市は候補事業者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、候補事業者と見積合せを行い、予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。ただし、候補事業者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次点候補事業者を契約先相手方に選定する。

1.3 留意事項

本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

1.4 問い合わせ先

藤枝市教育委員会 生涯学習課

電話 054-631-7111 Fax 054-643-3610

別表 審査点数表

項目	評価項目	評価の視点	配点
運営 (30点)	組織評価 (履行実績)	企業の経営基盤が安定しており、過去に同種・類似のイベント運営や著名な講師の招聘・手配業務の実績を十分に有しているか	10
	事前準備・事務局体制	アクセスしやすいWEB申込用応募フォームの制作から、応募状況の定期報告、名簿管理や抽選対応、結果通知（一斉送信）に至るまでの事務フローが適切に構築され、個人情報への厳格な管理が徹底されるか。	10
	当日運営支援	受付混雑を緩和するためのスムーズな受付体制（QRコード等のデジタル受付や動線・人員配置の工夫等）及びきめ細かな講師アテンド体制が構築・提案されているか。	10
企画 (50点)	講師の知名度と集客力	全国メディア活動実績等を有し、ターゲットである30代～50代現役世代の関心を惹きつけ、会場へ足を運ばせる「知名度・発信力」を備え、500名以上の集客が見込めるか。	20
	テーマ適合性	「学び」「教育」「コミュニケーション」等の専門性を有し、本テーマ「学びを通じた地域社会とのつながり」に沿った分かりやすい講演ができるか。	15
	ターゲット戦略の明確性	提案された講師が「1. ターゲット向け重視（エンタメ×学び）」「2. 専門性重視（教育・学び直しのプロ）」「3. リカレント重視（ビジネス現役世代のトップランナー）」のいずれかの戦略に基づき、現役世代の「学び直し」意欲を喚起する効果的な提案となっているか。	15
金額 (20点)	積算根拠・内訳の妥当性	講師謝礼の上限（税込1,000,000円以内）等の仕様条件を遵守しており、事前申込システム、当日人件費、手配手数料等の各項目の積算単価及び数量が明確かつ適正に計上されているか。	10
	費用対効果	見積総額が限度額の範囲内であり、提案された企画機能、当日の人員体制、講師のクラス等の質に対して、全体として費用対効果の高い価格設定となっているか。	10
合計			100